

社会福祉法人杉並区社会福祉協議会 広報紙の広告掲載取扱要綱

(平成30年3月10日
杉社協経発第418号)

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人杉並区社会福祉協議会（以下「社協」という。）の広報紙広告掲載取扱に関わる必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 広告掲載の項目は、次の次号に掲げるとおりとする。

- (1) 本紙企画 タブロイド版 4ページ カラー刷り
- (2) 発行数 約10万部
- (3) 配布場所
区内新聞折り込みにより全戸配布（朝日・産経・毎日・読売・東京）
区内 JR 中央線・京王線・京王井の頭線・西武新宿線・東京メトロ丸ノ内線の駅広報スタンド、杉並区役所、図書館、区民センター等の公共機関
- (4) 広告掲載号 年3回 1日（9月、12月、3月）

(広告掲載の決定基準)

第3条 広告掲載の決定基準は、次の各号に掲げるものを優先順位とする。

- (1) 公益法人及びそれに類するもの
- (2) 民間企業のうち公共的性格の高い企業で、区内に事業所を有するもの
- (3) 上記以外の民間企業
- (4) 一社年間2回まで
- (5) その他会長が特に必要と認めたもの

(広告掲載できないもの)

第4条 広告掲載できないものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 広報紙の公共性及びその品位を損なう恐れのあるもの
- (2) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝又は人事募集に係るもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) その他広報紙に掲載する広告として適切でないと杉並区社会福祉協議会が判断したもの

(広告企画・掲載料)

第5条 広告企画及び掲載料は次に掲げるものとする。

- (1) 掲載スペース 小A 40mm×80mm 1.5万円
- (2) 掲載スペース 小B 80mm×80mm 3万円
- (3) 掲載スペース 中 80mm×160mm 6万円
- (4) 掲載スペース 大 80mm×240mm 9万円
- (5) 前各号共、掲載面は、二面から四面の下段から80mmまでとする。
- (6) 掲載申込が重複し、希望する掲載スペースが確保できない場合は、社協が、各団体の掲載スペースを決定するものとする。

(入稿データ)

第6条 入稿データは、次に掲げるものとする。

- (1) バージョン イラストレータ CC 形式
- (2) フォント モリサワフォント以外は、アウトライン化をすること
(掲載申込み期間)

第7条 掲載申込み期間は、次の各号に掲げる期間とし、各号期間内に第1号様式「申込書」を社協経営管理課管理係まで、郵送または持参するものとする。

- (1) 9月1日号 5月15日～6月15日午後5時まで（土日祝日にあたる場合は直近の平日）
- (2) 12月1日号 7月15日～8月15日午後5時まで（土日祝日にあたる場合は直近の平日）
- (3) 3月1日号 11月15日～12月15日午後5時まで（土日祝日にあたる場合は直近の平日）

(覚書)

第8条 社協は、広告掲載が決定した法人等に、決定した旨の通知を行い、確認した証として、覚書を2通作成し、両者捺印の上、各々1通を所持する。

(広告料)

第9条 広告掲載が決定した法人等は、広報紙の各号発行後、広告料代金を別途請求書に記載してある口座に指定の期日までに入金しなければならない。

附則

この要綱は、平成30年3月10日から施行する。

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年1月5日から施行する。

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。